

厚生労働省発基労 1212 第 2 号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 25 年 12 月 12 日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 第一種調整率の改正

メリット収支率の算定に当たり用いる第一種調整率について、船舶所有者の事業に係る率として百分の三十五を新設するものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。